第百五十三条第一項中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。
十四　当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が発行する有価証券に係る電子申込型電子募集取扱業務等を行うこと。
第百五十四条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。
八　当該登録金融機関の親法人等又は子法人等が発行する有価証券に係る電子申込型電子募集取扱業務等を行うこと。
第百五十七条第一項に次の一号を加える。
十八　電子募集取扱業務を行う者であるときは、次に掲げるもの
イ　第七十条の二第二項第三号に規定する措置に基づく審査に係る記録
ロ　第百四十六条の二第一項の規定により電子計算機の映像面に表示されたものの記録
第百五十七条第二項中「及び第十六号ハ」を「、第十六号ハ及び第十八号ロ」に、「及び第十七号（同号ニを除く。）」を「、第十七号（同号ニを除く。）及び第十八号イ」に改め、同条に次の一項を加える。
3　第一項各号に掲げる帳簿書類は、国内において保存しなければならない。ただし、当該帳簿書類が外国に設けた営業所又は事務所において作成された場合において、その作成後遅滞なく国内においてその写しを保存しているとき、又は当該帳簿書類が電磁的記録をもって作成され、かつ、国内に設けた営業所若しくは事務所において当該電磁的記録に記録された事項を表示したものを遅滞なく閲覧することができる状態に置いているときは、この限りでない。
第百七十四条第一号ニ中「第八号まで」を「第九号まで」に改める。
第百八十一条第一項に次の一号を加える。
五　電子募集取扱業務を行う者であるときは、次に掲げるもの
イ　第七十条の二第二項第三号に規定する措置に基づく審査に係る記録
ロ　第百四十六条の二第一項の規定により電子計算機の映像面に表示されたものの記録
第百八十一条第二項中「国内に金融商品取引業を行う営業所又は事務所を有しない第二種金融商品取引業を行う者（外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する個人」を「外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する個人である金融商品取引業者（第二種金融商品取引業を行う者」に、「取引所取引業務をいう」を「取引所取引業務をいい、国内にある者を相手方として行うものを除く」に改め、同条第三項中「及び第三号（第百五十七条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類に限る。）」を「、第三号（第百五十七条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類に限る。）及び第四号（同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類を除く。）」を「、第四号（同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類を除く。）及び第五号イ」に改め、同条に次の一項を加える。
4　第一項各号（第三号を除く。）に掲げる帳簿書類は、国内において保存しなければならない。ただし、当該帳簿書類が外国に設けた営業所又は事務所において作成された場合において、その作成後遅滞なく国内においてその写しを保存しているとき、又は当該帳簿書類が電磁的記録をもって作成され、かつ、国内に設けた営業所若しくは事務所において当該電磁的記録に記録された事項を表示したものを遅滞なく閲覧することができる状態に置いているときは、この限りでない。
第百八十四条第一項に次の一号を加える。
六　電子募集取扱業務を行う者であるときは、次に掲げるもの
イ　第七十条の二第二項第三号に規定する措置に基づく審査に係る記録
ロ　第百四十六条の二第一項の規定により電子計算機の映像面に表示されたものの記録
第百八十四条第二項中「及び第四号（第百五十七条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類に限る。）」を「、第四号（第百五十七条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類に限る。）及び第六号イ」に改める。
第百九十九条第一号中「若しくはロ」を「若しくはハ」に改め、「第四号」の下に「（二に係る部分を除く。）」を加え、同条第二号中「トまで」を「リまで」に改め、同条第十二号中「行う者」の下に「（第一種少額電子募集取扱業者を除く。）」を加える。
第二百一条第八号中「ニまで」を「ヘまで」に改め、同号ロ中「第二十九条の四第一項第一号ロ」を「第二十九条の四第一項第一号ハ」に改め、同号ハ(4)中「又はト」を「又はリ」に改め、同号ハ(6)中「第二十九条の四第一項第二号ヘ」を「第二十九条の四第一項第二号チ」に改め、同号ハ(7)とし、同号ハ(5)の次に次のように加える。
(6)　当該者が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由
第二百一条第八号ニ中「第二十九条の四第一項第四号」を「第二十九条の四第一項第四号イ」に改め、同号に次のように加える。
ホ　金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第四号ロに該当することとなった場合にあっては、国内に営業所又は事務所を有しない者となった年月日
ヘ　金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第四号ハに該当することとなった場合にあっては、国内における代表者（当該外国法人が第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所の業務を担当するものに限る。）を定めていない者に該当した年月日
第二百一条第九号イ中「トまで」を「リまで」に改め、同号ニ中「又はト」を「又はリ」に改め、同号ヘ中「第二十九条の四第一項第二号ヘ」を「第二十九条の四第一項第二号チ」に改め、同号をト同号トとし、同号ホの次に次のように加える。
ヘ　当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由
第二百一条第十四号イ中「前条第六号若しくは第十三号イ」を「前条第六号に規定する事故等」に改め、同条第二十号中「及びロ」を「からハまで」に改め、同号イ(4)中「又はト」を「又はリ」に改め、同号イ(6)中「第二十九条の四第一項第二号ヘ」を「第二十九条の四第一項第二号チ」に改め、同号イ(6)を同号イ(7)とし、同号イ(5)の次に次のように加える。
(6)　当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由
第二百一条第十四号イ中「又はト」を「又はリ」に改め、同号イ(7)とし、同号イ(6)の次に次のように加える。
(7)　当該主要株主が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由
第二百一条第十四号イ中「又はト」を「又はリ」に改め、同号イ(8)とし、(7)の次に次のように加える。
(8)　当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由
第二百一条第二十号ロ(7)中「又はト」を「又はリ」に改め、同号ロ(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、同号ロ(4)中「トまで」を「リまで」に改め、同号ロ(4)を同号ロ(5)とし、同号ロ(3)中「第二十九条の四第一項第一号ロ」を「第二十九条の四第一項第一号ハ」に改め、同号ロ中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。
(3)　当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由